



埼玉県報

第 2 6 1 2 号
平成 2 6 年 7 月 1 8 日
金 曜 日

目 次

告示

- [予算の公表\(財政課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(共助社会づくり課\)](#)
- [埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針の一部を改正する告示\(温暖化対策課\)](#)
- [埼玉県広域災害・救急医療情報システム保守管理業務に関する契約の相手方等の公示\(医療整備課\)](#)
- [調理師業務従事者届の指定届出受理機関である法人の名称変更\(健康長寿課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [川越都市計画の変更に関する公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画の変更に関する公聴会の中止\(都市計画課\)](#)
- [携帯用無線電話機の購入に関する入札公告\(会計課\)](#)
- [県道川越越生線の区域の変更\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道川越越生線の供用の開始\(飯能県土整備事務所\)](#)
- [県道熊谷児玉線の区域の変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築協定区域隣接地の区域内の土地の所有者が建築協定に加わること\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [指定講習機関の代表者変更に伴う公安委員会告示\(運転免許課\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

雑報

- [普通肥料の検査結果の公表に関する告示\(病害虫防除所\)](#)
- [特殊肥料の検査結果の公表に関する告示\(病害虫防除所\)](#)

告 示

埼玉県告示第千三十三号

埼玉県議会平成二十六年六月定例会において議決された平成二十六年年度埼玉県一般会計補正予算（第二号）を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成26年度埼玉県一般会計補正予算（第2号）

平成26年度埼玉県一般会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,907,520千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,755,195,537千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		181,306,400	3,074,591	184,380,991
	1 地方交付税	181,306,400	3,074,591	184,380,991
9 国庫支出金		170,402,057	10,429,390	180,831,447
	1 国庫負担金	108,266,961	163,947	108,430,908
	2 国庫補助金	58,478,394	10,243,840	68,722,234
	3 委託金	3,656,702	21,603	3,678,305
12 繰入金		88,419,871	1,284,539	89,704,410
	2 基金繰入金	84,858,948	1,284,539	86,143,487
15 県債		311,283,000	119,000	311,402,000
	1 県債	311,283,000	119,000	311,402,000
歳入合計		1,740,288,017	14,907,520	1,755,195,537

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 労働費		7,699,503	21,603	7,721,106
	2 職業訓練費	3,678,441	21,603	3,700,044
6 農林水産業費		34,524,771	14,558,534	49,083,305
	1 農業費	20,299,556	14,558,534	34,858,090
11 災害復旧費		680,072	327,383	1,007,455
	1 農林水産施設災害復旧費	28,752	42,450	71,202
	3 教育施設災害復旧費		284,933	284,933
歳出	合計	1,740,288,017	14,907,520	1,755,195,537

第2表 債務負担行為補正

変更

(単位 千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
平成26年発生都市施設災害復旧事業	平成27年度	959,900	平成27年度	2,686,900

第3表 地方債補正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
教 育 施 設 災 害 復 旧 事 業	119,000	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）。ただし、発行価格が額面金額を下回る時は、その発行価格差減額をうめるため必要な金額を限度額に加算した金額とすることができる。	10%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

告 示

埼玉県告示第千二十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年七月十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人所沢市弓道連盟
- 三 代表者の氏名
新家 透
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市西新井町十七番十四号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、主に所沢市に在住、在勤、在学する青少年から高齢者に至るまでの一般市民に対し、弓道という武道を通じて健全なる心身の育成と弓道普及のための支援活動を行い、生涯スポーツの振興、子どもの健全育成及び地域の安全、発展に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課において備え置く方法及びインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十六年六月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ジョイイクラブ
- 三 代表者の氏名
廣 田 謙 作
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市北区東大成町二丁目二百三十二番地
- 五 定款に記載された目的
（変更前）この法人は、健全な青少年育成の為にスポーツ振興による、青少年の健全なる心身の育成と、屋上緑化の技術向上及び普及啓蒙により、地球環境改善に寄与することを目的とする。
（変更後）この法人は、健全なる青少年育成の為に、スポーツ振興による心身の育成と、競技場・公園・広場・校庭等の緑化及び維持管理を目的とする。

告 示

埼玉県告示第十二十六号

平成二十四年埼玉県告示第四百二号（埼玉県地球温暖化対策に係る事業活動対策指針）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

別表第三の一の項中「する3か年度」の次に「の目標設定ガス排出量の平均の量」を加え、「」の目標設定ガス排出量の平均の量」を「の目標設定ガス排出量の平均の量又は1か年度の目標設定ガス排出量）」に改め、同表の二の項中「する3か年度」の次に「の目標設定ガス排出量の平均の量」を加え、「」の目標設定ガス排出量の平均の量」を「の目標設定ガス排出量の平均の量又は1か年度の目標設定ガス排出量）」に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第4（目標削減率）

第1 別表第2の1に掲げる削減計画期間

事業所の種類		割合
<p>第1区分事業所</p> <p>主たる用途が次に掲げる用途又はこれらに類する用途で構成される事業所及び熱供給事業所をいう。以下同じ。</p> <p>ア 事務所（試験、研究、設計又は開発のためのものを含む。）又は営業所</p> <p>イ 官公庁の庁舎</p> <p>ウ 百貨店、飲食店その他の店舗</p> <p>エ 旅館、ホテルその他の宿泊施設</p> <p>オ 学校その他の教育施設</p> <p>カ 病院その他の医療施設</p> <p>キ 社会福祉施設</p> <p>ク 情報通信施設</p> <p>ケ 美術館、博物館又は図書館</p> <p>コ 展示場</p> <p>サ 集会場又は会議場</p> <p>シ 結婚式場又は宴会場</p> <p>ス 映画館、劇場又は観覧場</p> <p>セ 遊技場</p> <p>ソ 体育館、競技場、水泳プールその他の運動施設</p> <p>タ 公衆浴場又は温泉保養施設</p> <p>チ 遊園地、動物園、植物園又は水族館</p> <p>ツ 競馬場、競輪場、小型自動車競走場又はモーターボート競走場</p> <p>テ 倉庫（冷凍倉庫又は冷蔵倉庫を含む。）</p> <p>ト トラクターミナル</p> <p>ナ 刑務所又は拘置所</p> <p>ニ 斎場</p>	<p>次に掲げる事業所</p> <p>ア 熱供給事業所</p> <p>イ 熱供給事業所以外で、知事が別に定める基準となる期間における他人から供給された熱に係る原油換算エネルギー使用量の、当該期間における全ての燃料等に係る原油換算エネルギー使用量に占める割合が平均で2割未満であるもの（以下「自己熱源事業所」という。）</p> <p>上記以外のもの</p>	<p>100分の8</p> <p>100分の6</p>

又 駐車場		
第2区分事業所（第1区分事業所以外の事業所をいう。以下同じ。）		100分の6

第2 別表第2の2に掲げる削減計画期間

事業所の種類		割合1	割合2
第1区分事業所	次に掲げる事業所	100分の15	100分の8
	ア 熱供給事業所		
	イ 自己熱源事業所		
	上記以外のもの	100分の13	100分の6
第2区分事業所		100分の13	100分の6
備考 平成24年度以降に大規模事業所に該当した事業所にあつては、大規模事業所に該当した年度から起算して4か年度に満たない期間に限り、同表の右欄に掲げる割合とする。			

備考

- 地球温暖化対策の推進の程度が特に優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、当該事業所が知事が定める基準に適合する旨を知事に申請した年度から当該年度の属する削減期間の終了する年度（平成24年度から平成26年度までの間に申請を行った事業所にあつては、申請を行った年度から起算して4年度目の年度。ただし、基準に適合しなくなったことを知事が認めた場合にあつては、その認めた日の属する年度。以下同じ。）までの期間において、この表の区分に応じ、割合の欄、割合1の欄及び割合2の欄に掲げる値の4分の3とする。
- 地球温暖化対策の推進の程度が極めて優れた事業所として知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた大規模事業所の目標削減率は、当該事業所が知事が定める基準に適合する旨を知事に申請した年度から当該年度の属する削減期間の終了する年度までの期間において、この表の区分に応じ、割合の欄、割合1の欄及び割合2の欄に掲げる値の2分の1とする。

「翌年度の末日」は「翌々年度の9月末日」に改定し、「変更された場合」の次は「又は削減期間の終了の年度の翌々年度の4月3日以降において当該削減期間に係る基準排出量の決定、変更若しくは目標削減率の減少若しくは条例第12条の規定による地球温暖化対策計画の提出の手続が完了していない場合（大規模事業者の責めに帰すべき事由によるものを除く。）」に改定し、「電気事業者」は「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）附則第9条の規定によりなおその効力を有するものとされた同省令附則第8条の規定による廃止前の電気事業者」に改定し、「環境価値」は「電気等の環境価値」に改定し、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）附則第12条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第11条の規定による廃止前の」に改定し、「基準利用量」は「経過措置利用量」に改定す。

告 示

埼玉県告示第千二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県広域災害・救急医療情報システム保守管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県保健医療部医療整備課地域医療対策担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成26年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
国際航業株式会社 東京都千代田区六番町2番地
- 5 契約金額
68,947,200円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第千二十八号

調理師法施行令（昭和三十三年政令第三百三号）第十五条の三第一項の規定により、調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第五条の二第一項の規定による届出の指定届出受理機関である社団法人埼玉県調理師会の名称の変更の届出があつたので、同条第二項の規定により公示する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 変更後の指定届出受理機関の名称

一般社団法人埼玉県調理師会

二 変更の年月日

平成二十六年四月一日

告 示

埼玉県告示第千二十九号

平成二十六年埼玉県告示第八百九十八号で公示した公共測量（四級基準点測量）は、平成二十六年六月三十日終了した旨測量計画機関である人間市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 許可番号

第二〇一三 三 一 号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

本庄市字下河原千二百十八番 他十五筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千二百七十九・九三立方メートル

告 示

埼玉県告示第千四十一号

平成二十六年六月二十四日付け埼玉県告示第百十三号で告示した川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四十二号

平成二十六年六月二十四日付け埼玉県告示第百一十二号で告示した幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千四十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

携帯用無線電話機 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成27年2月27日(金)

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、上記(1)の物品の総額を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成24年埼玉県告示第1086号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること(詳細は、入札説明書及び仕様書による。)。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 島田 電話048-832-0110 内線2243 ファク
シミリ048-824-4607

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること。)

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月27日(水)午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月26日(火)午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成26年8月27日(水)午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成26年8月27日(水)午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成26年8月20日（水）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成26年7月22日（火）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Purchase of portable wireless telephones

(2) Time limit for the tender:By the electronic tender system;10:30 a.m. August 27, 2014 By mail;5:00 p.m. August 26, 2014 In person;10:30 a.m. August 27, 2014

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, Financial Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-Ku,Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533,Telephone; 048-832-0110 Ext.2243

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年七月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内藤 敏 夫

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 川越越生線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
九四番一地先まで	坂戸市大字厚川字上式一三八番 四地先から同市大字萱方字五反	区 間
一〇・四八 一五・一九	六・六二 一五・一九	敷地の幅員 (メートル)
一二七・四七		延長 (メートル)
交通安全整備工事		備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十六年七月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県飯能県土整備事務所長 内 藤 敏 夫

<p>川越越生線</p>	<p>路線名</p>
<p>坂戸市大字厚川字上式一三八番四地 先から同市大字萱方字五反九四番一 地先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十六年七月十八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>飯能県土整備事務所長告示第七号で 告示した道路予定区域の供用開始で ある。 延長一二七・四七メートル</p>	<p>備考</p>

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十六年七月十八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 石 関 千 春

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷児玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>条字南六三番地先まで</p>	<p>児玉郡美里町大字南十条字南四四 八番一地先から同郡同町大字南十</p>	<p>区 間</p>
<p>一五・一九</p>	<p>八・八一 一五・一九</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
	<p>三七一・八一</p>	<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 許可番号

平成二十五年九月二十四日

指令川建セ第二五 七一 号

二 検査済証番号

平成二十六年七月十五日

川建セ第二六 五七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字山田字山王二二六一番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県さいたま市南区白幡五丁目六番一五 一 号

鈴木和真

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕子

一 許可番号

平成二十六年七月二日

指令川建セ第二五〇一二一一号

二 検査済証番号

平成二十六年七月十四日

川建セ第二六 五三号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字北吉見字四十四耕地二七九七番三、二七九八番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡吉見町東野四丁目十九番地九

鈴木 博之

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕子

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第26次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘四丁目十二番五号 豊田武雄

豊田チエ子

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘四丁目千四百七十五ノ九十八

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第1次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘一丁目十二番十号 小 高 省 明

小 高 文 子

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘一丁目六百六十四ノ百九十

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定による
意思の表示があつたので、次のとおり公告する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘 裕 子

一 建築協定の名称

鳩山ニュータウン第18、19次建築協定

二 建築協定への加入者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名）

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘三ノ七ノ七 岸 榮 二

三 建築協定への加入に係る土地の区域

埼玉県比企郡鳩山町楓ヶ丘三丁目六百六十四ノ千六十七

告 示

埼玉県教育委員会告示第二十一号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県教育委員会委員長 千葉 照 實

一 日時

平成二十六年七月二十四日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 埼玉県立近代美術館協議会委員の任免について

ロ その他

告 示

埼玉県公安委員会告示第158号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定した指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成26年7月18日

埼玉県公安委員会委員長 山 本 正 士

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
深谷自動車教習所	代表者の氏名	田中 明	加藤 努

告 示

埼玉県選管告示第四十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十六年七月十八日

埼玉県選挙管理委員会委員長 滝 瀬 副 次

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人隼人会 特別養護老人ホーム鴻巣まきば園	埼玉県鴻巣市大字前砂五百十七番地の一

雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県病害虫防除所長 原 田 弘 之

平成26年 5月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票 の検査	その他 の検査	
			項目	指摘事項			
混合有機質肥料	株式会社コバヤシユ ニオン	グリーンKB-SV	主成分 - TN、TP、TK、As、Cd				
		グリーンKB-SP	主成分 - TN、TP、TK、As、Cd				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、As - ひ素全量、Cd - カドミウム全量

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、
特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十六年七月十八日

埼玉県病害虫防除所長 原 田 弘 之

平成26年5月分

特殊肥料 の指定名	生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者	届出名(及び商品名)	検査の結果								備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	TCu (mg/kg)	TZn (mg/kg)	TCa (%)	C/N	水分 (%)		その他 の検査
たい肥	熊谷市めぬま有機センター	めぬま堆肥くん	0.77	0.63	1.12	7	59	0.95	24.0	49.33		
	嵐山南部堆肥センター	らんざん堆肥大地のめぐみ	0.98	0.54	1.13	20	101	1.48	27.7	28.83		

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN - 窒素全量、TP - リン酸全量、TK - 加里全量、TCu - 銅全量、TZn - 亜鉛全量、TCa - 石灰全量、C/N - 炭素窒素比、水分 - 水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。